

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2020年第1回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和2年1月27日(水)		開 会	午前10時05分
				閉 会	午前10時50分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長職務代理 小川 利雄			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄	15	(欠番)
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫		
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数：1人)				
	19	齋藤 敏夫			
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数：3人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課課長 内藤 晋吾		
	建設部公園緑地課課長 山野辺 恵				
農地利用最適化 推進委員	濱野 國雄、野村 三男、石井 茂				

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第号春日部市農業委員会会長の互選について：公開 議案第1号春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について：公開 議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第4条（知事）：公開 議案第3号農地法第5条（知事）：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号生産緑地の取得斡旋について：公開 議案第6号春日部市農用地利用集積計画の決定について：公開 議案第7号農用地利用配分計画に関する意見について：公開 議案第8号春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議：公開 議案第9号：春日部市農業委員会会長の辞任について：公開 議案第10号：運営委員会委員の補欠委員の選出について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1373 627 1435">議席番号</th> <th data-bbox="627 1373 1441 1435">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1435 627 1514">9</td> <td data-bbox="627 1435 1441 1514">渡邊 幸夫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1514 627 1592">10</td> <td data-bbox="627 1514 1441 1592">山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1592 627 1659">11</td> <td data-bbox="627 1592 1441 1659">伊藤 弘子</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	9	渡邊 幸夫	10	山崎 勇喜	11	伊藤 弘子
議席番号	委員氏名								
9	渡邊 幸夫								
10	山崎 勇喜								
11	伊藤 弘子								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
会長 職務代理	<p>総会に先立ちましてご報告いたします。</p> <p>議席番号15番 小澤 治夫委員が1月15日に逝去されました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。</p>
議長	<p>開会（午前10時05分）</p> <p>ただ今から2020年第1回総会を開会いたします。本日は齋藤会長が欠席ですので、代わりに私が議長を務めます。また、本日は1名が欠席です。在任委員17名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会についてご報告いたします。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について(依頼) (2) 「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画」の定期検証に伴う意見聴取について(依頼) (3) 春日部市農用地利用集積計画の決定について(依頼) (4) 農用地利用配分計画に関する意見について(依頼) (5) 農地利用最適化推進委員担当地区等の見直しについて (6) 春日部市都市計画審議会委員の推薦について (7) 春日部市農業委員会会長の辞任について (8) 春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について (9) 農委だよりについて
議長	<p>につきまして、協議しました。</p> <p>おはかりいたします。</p> <p>「春日部市農業委員会会長の辞任について」及び、小澤治夫委員が逝去され、春日部市農業委員会運営委員会に欠員が生じたことから、「春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について」を議題に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>異議なしと認め、議案第9号「春日部市農業委員会会長の辞任について」及び議案第10号「春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について」を日程に追加いたします。</p> <p>この際暫時休憩します。</p> <p>(休憩) (追加議案書配布)</p>
議長	<p>休憩前に引続き会議を再開します。それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案2件</p>

日程 2 議案第 2 号「農地法第 4 条（知事）」 1 議案 1 件
 日程 3 議案第 3 号「農地法第 5 条（知事）」 1 議案 1 件
 日程 4 議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明」 1 議案 1 件
 日程 5 議案第 5 号「生産緑地の取得斡旋について」 1 議案 1 件
 日程 6 議案第 6 号「春日部市農用地利用集積計画の決定」
 日程 7 議案第 7 号「農用地利用配分計画に関する意見について」
 日程 8 議案第 8 号「春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」
 日程 9 議案第 9 号「春日部市農業委員会会長の辞任について」
 日程 10 議案第 10 号「春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について」

合計 10 議案となります。次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 9 番渡邊幸夫委員、10 番山崎勇喜委員、11 番伊藤弘子委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程 1 議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」を議題といたします。申請番号 1 番、2 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」申請が 2 件あったので、審議を求めます。議案書の 1 頁をご覧ください。申請番号 1 番について、申請理由は、経営規模の拡大で、競売の落札者による単独行為での農地法第 3 条申請です。競売への入札参加手続きに必要な買受適格証明の発行につきましては、令和元年 11 月の総会で承認済みです。案内図 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 2 番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
 （なしの声あり）

議長

異議なしと認め、申請番号 1 番について、担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。

推進委員	申請番号1番について、令和2年1月10日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号2番について担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号2番について、令和2年1月10日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号4番水口健二委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号1番、2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号1番について、質問します。譲受人の所有農地は適正に管理されているのですか。
事務局	競売の落札者による農地法第3条申請のため、令和元年11月の総会において所有農地は適正に管理されているため買受適格証明を発行しております。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立) 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申

	<p>請番号1番、2番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号「農地法第4条（知事）について」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条（知事）について」許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。申請番号1番について、転用計画は、駐車場の設置です。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は、北側の道路に接続しています。隣接農地はありません。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番について担当地区の石井茂進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号1番について、令和2年1月14日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番鈴木宏委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はないと報告をうけております。また、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （なしの声あり）</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。議案第2号「農地法第4条（知事）」申請番号1番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「農地</p>

	<p>法第5条（知事）」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条（知事）について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。申請番号1番について、申請人は二輪自動車の販売・整備業を営んでいます。転用計画は、二輪自動車の整備作業所の移転です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として、コンクリートブロック及びフェンスを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号2番齋藤千松委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたこと、また、排オイル等の処理も適正に行うことが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 （なしの声あり）</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 （全員起立）</p>
議長	<p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条（知事）」申請番号1番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、</p>

	<p>3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号1番について、案内図は9頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は100日です。</p>
議長	<p>次に申請番号1番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号1番について、令和2年1月14日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号2番齋藤千松委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号1番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号1番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」審議を求めます。議案書の5頁をご覧ください。市長より生産緑地の取得斡旋の依頼がありましたので、令和元年12月の全員協議会において生産緑地の取得の斡旋について、委員の皆様へお願いしたところがございます。また、市公式ホームページへの掲載を</p>

	行いましたが本日までに委員による斡旋及び斡旋希望の問い合わせはありませんでした。よって、市長へ斡旋希望者なしとして回答してよいかご審議願います。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」を原案のとおり決定しました。次に、日程6議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」議案書8頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。12月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を原案のとおり決定しました。次に、日程7議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」、議案書28頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を求められたので、審議を求めるものです。12月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号「農

議長	<p>用地利用配分計画に関する意見について」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第7号「農用地利用配分計画に関する意見について」を原案のとおり決定しました。次に、日程8議案第8号「春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号「春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、埼玉県農業会議より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について依頼があったので、審議を求める。議案書37頁をご覧ください。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。 2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号「春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第8号「春日部市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を原案のとおり決定しました。次に、日程9議案第9号「春日部市農業委員会会長の辞任について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>追加議案書をご覧ください。議案第9号「春日部市農業委員会会長の辞任について」農業委員会会長 齋藤敏夫から辞任願いが提出されたので、同意を求める。令和2年1月20日付で、一身上の都合により令和2年1月27日</p>

をもって春日部市農業委員会会長職を辞任したいとの届出がありました。農業委員会等に関する法律第13条第2項では「会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。」と規定されています。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
(質問、意見なし)

議長 質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第9号「春日部市農業委員会会長の辞任」について同意する委員の起立を求めます。
(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第9号「春日部市農業委員会会長の辞任」については承認されました。会長が不在となりましたので、会長の互選をおこないます。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認め、会長の互選を行います。事務局より説明を求めます。

事務局 春日部市農業委員会会長の互選について説明いたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、「会長は互選した者をもって充てる。」とされております。互選の方法は、投票による選挙と指名推薦となっております。任期は、現在の委員の任期満了までとなりますので、令和2年1月28日から11月30日までとなります。

議長 互選の方法は、投票による選挙と指名推薦がありますが、いかがいたしましょうか。
(指名推薦の声あり)

議長 指名推薦とのご意見がありました。会長の互選は指名推薦といたします。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。会長について推薦を求めます。

委員 小川利雄委員を推薦いたします。

議長 私に会長をとということで、大変、光栄の至りではありますが、健康面で不安がありますので、現職はともかく会長職は辞退させていただきたいと思えます。私としては、長年、春日部の農業の発展に貢献されている齋藤千松委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがなものでしょうか。
(賛成の声あり)

議長 ほかになければ、齋藤千松委員を会長に互選することに賛成の委員の起立を求めます。

議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって農業委員会会長は、齋藤千松委員と決しました。次に、日程10議案第10号「春日部市農業委員会運営委員会委員の補欠委員の選出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>追加議案書をご覧ください。運営委員会委員の選出について説明いたします。春日部市農業委員会運営委員会設置要領第3条第1項の規定により、運営委員会は、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び他の農業委員7人の合計9人で組織することとなっております。また、同条第2項において「委員に欠員が生じた場合は、農業委員会の総会にはかり補欠委員を選出する。」こととなっております。会長、職務代理以外の農業委員7人は、地区代表委員4人、女性委員1人、青年委員1人、中立委員1人が選出されております。今回、中立委員の小澤委員が逝去されたことから欠員が生じたため補欠委員の選出をお願いするものです。任期は、現在の委員の任期満了までとなりますので、令和2年1月28日から令和2年11月30日までとなります。また、先ほど齋藤千松委員が会長に就任したため、豊春地区・春日部地区・幸松地区の地区代表委員が欠員となりましたので、補欠委員の選出をお願いいたします。任期は、同様に令和2年1月28日から令和2年11月30日までとなります。</p>
議長	<p>中立委員及び豊春地区・春日部地区・幸松地区の地区代表委員が欠員ということでございます。中立委員については、水口委員しかおられませんので、水口委員をお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。中立委員からは水口健二委員と決しました。次に、豊春地区・春日部地区・幸松地区の担当委員については、市川委員をお願いしたいと思いますですがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。豊春地区・春日部地区・幸松地区からは市川大倫委員と決しました。水口委員、市川委員よろしく申し上げます。次に、日程11報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」日程12報告第2号「農地法第4条（届出）」日程13報告第3号「農地法第5条（届出）」日程14報告第4号「農地法第18条（通知）」日程15報告第5号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」日程16報告第6号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の39ページから49ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのと</p>

おりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
以上をもちまして、2020年第1回総会を閉会いたします。なお、全員協
議会を11時00分から同会場で開催いたします。
閉会（午前10時50分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長職務代理 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____

農業委員 _____ 番 _____